



平成23年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)

平成23年5月10日

上場会社名 株式会社エス・ディー・エス バイオテック
 コード番号 4952 URL <http://www.sdsbio.co.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役管理部長
 四半期報告書提出予定日 平成23年5月10日
 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(氏名) 安田 誠
 (氏名) 高橋 順一

上場取引所 東
 TEL 03-5825-5511

(百万円未満切捨て)

1. 平成23年12月期第1四半期の業績(平成23年1月1日～平成23年3月31日)

(1) 経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
23年12月期第1四半期	2,945	△4.2	398	△29.8	383	△30.6	243	△32.8
22年12月期第1四半期	3,075	△12.1	567	△8.2	552	△7.8	362	2.0

	1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
23年12月期第1四半期	31.20	31.19
22年12月期第1四半期	46.44	46.40

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
23年12月期第1四半期	13,826	3,598	26.0	460.93
22年12月期	13,611	3,432	25.2	439.77

(参考) 自己資本 23年12月期第1四半期 3,598百万円 22年12月期 3,432百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
22年12月期	—	10.00	—	10.00	20.00
23年12月期	—	—	—	—	—
23年12月期(予想)	—	10.00	—	10.00	20.00

(注) 当四半期における配当予想の修正有無 無

3. 平成23年12月期の業績予想(平成23年1月1日～平成23年12月31日)

(%表示は、通期は対前期、第2四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期(累計)	4,660	△0.2	110	△69.8	70	△77.4	40	△80.3	5.12
通期	11,700	2.4	900	△34.2	800	△34.0	500	△37.2	64.05

(注) 当四半期における業績予想の修正有無 無

4. その他（詳細は、【添付資料】P.4「その他」をご覧ください。）

(1) 簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用 有

(注)簡便な会計処理及び四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用の有無となります。

(2) 会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

- ① 会計基準等の改正に伴う変更 有
- ② ①以外の変更 無

(注)「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載される四半期財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更の有無となります。

(3) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	23年12月期1Q	7,806,300株	22年12月期	7,806,300株
② 期末自己株式数	23年12月期1Q	75株	22年12月期	37株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	23年12月期1Q	7,806,241株	22年12月期1Q	7,800,000株

※四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続は終了していません。

※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する定性的情報	2
(2) 財政状態に関する定性的情報	3
(3) 業績予想に関する定性的情報	3
2. その他の情報	4
(1) 簡便な会計処理及び特有の会計処理の概要	4
(2) 会計処理の原則・手続、表示方法等の変更の概要	4
3. 四半期財務諸表	5
(1) 四半期貸借対照表	5
(2) 四半期損益計算書	7
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	8
(4) 継続企業の前提に関する注記	10
(5) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記	10
4. 重要な後発事象	11

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する定性的情報

当第 1 四半期累計期間 (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで) のわが国経済は、昨年に引き続きアジアを中心とした外需が牽引する形での緩やかな景気の回復が見られました。しかしながら円高やデフレ傾向の反面、原油を含めた原材料価格は上昇傾向にあります。この為に、雇用情勢や個人所得の改善は鈍く、先行きの不透明感が拭えないまま推移しました。

また、3 月 11 日に発生しました東日本大震災により、東北及び関東地方の太平洋側に対する地震や津波等の直接的な被害だけでなく、直接的な被害が少なかった地域に対しても電力、物流等あらゆる面での影響が拡大し、今後の景気動向の大幅な悪化は避けられないものと考えられます。

その中で国内農業においては、先進国の中でも依然低い食料自給率 (カロリーベース総合自給率約 40%)、農家の高齢化・後継者不足による作付面積の減少等が問題視される中、「世界的な農作物需要拡大の動き」や「食の安全・安心問題」などを背景とした増産への取り組みが求められています。昨年 4 月より農家に対する戸別所得補償モデル対策が開始されましたが、震災復旧・復興等への対策のために政策転換することも予想され、また、昨年 10 月に日本政府が表明した「環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP : Trans-Pacific Partnership)」への参加検討など、農業環境は一段と厳しい状況にあります。

このような状況下、当社においては、主力品目である殺菌剤及び水稲除草剤の拡販を行い、一方、新規製剤の研究開発に引き続き注力いたしましたが、売上高は前年同期を若干下回る結果となりました。

この結果、当第 1 四半期累計期間の売上高は 29 億 45 百万円 (前年同期比 1 億 30 百万円減、4.2%減)、営業利益は 3 億 98 百万円 (前年同期比 1 億 68 百万円減、29.8%減)、経常利益は 3 億 83 百万円 (前年同期比 1 億 68 百万円減、30.6%減)、四半期純利益は 2 億 43 百万円 (前年同期比 1 億 18 百万円減、32.8%減) となりました。

また、当社の販売する製品は、農繁期に備え、冬季から春季にかけて出荷が集中する傾向にあります。そのため、第 1 四半期会計期間 (1 月 1 日から 3 月 31 日まで) 及び第 4 四半期会計期間 (10 月 1 日から 12 月 31 日まで) に売上高が集中する傾向にあり、特に第 4 四半期会計期間はこの傾向が顕著となります。

当社は農薬事業セグメントのみの単一セグメントではありますが、事業の傾向を示すために品目別に業績を記載します。

(殺菌剤)

当第 1 四半期累計期間における売上高は 10 億 66 百万円 (前年同期比 71 百万円減、6.3%減) となりました。主な要因としては、国内外ともに出荷減となりましたが、海外においては、インドネシア及びフィリピン向けの出荷が好調に推移したことによるものです。

(水稲除草剤)

当第 1 四半期累計期間における売上高は 13 億 51 百万円 (前年同期比 14 百万円減、1.1%減) となりました。主な要因としては、国内においては、ベンゾビシクロンスラリー及びカフェンストール原体の出荷が若干減少しましたが、海外においては、ベンゾビシクロン原体の出荷が引き続き好調に推移して国内の減収をある程度カバーしました。

(緑化関連剤)

当第 1 四半期累計期間における売上高は 3 億 65 百万円 (前年同期比 24 百万円増、7.2%増) となりました。主な要因としては、国内の出荷が好調に推移したことによるものです。

(殺虫剤)

当第 1 四半期累計期間における売上高は 1 億 22 百万円 (前年同期比 70 百万円減、36.5%減) となりました。

(その他)

当第 1 四半期累計期間における売上高は 39 百万円 (前年同期比 1 百万円増、3.4%増) となりました。

(2) 財政状況に関する定性的情報

1. 資産、負債及び純資産の状況

当第 1 四半期累計期間末(平成 23 年 3 月 31 日)における総資産は 138 億 26 百万円であり、前事業年度末(平成 22 年 12 月 31 日)と比べて 2 億 15 百万円増加しました。

流動資産は 101 億 29 百万円であり、前事業年度末比 3 億 17 百万円の増加となりました。主な要因は、売掛金の減少 12 億 8 百万円があったものの、現金及び預金の増加 17 億 60 百万円という要因があったためです。

固定資産は 36 億 97 百万円であり、前事業年度末比 1 億 2 百万円の減少となりました。主な要因は、有形固定資産減価償却費 79 百万円、長期前払費用償却額 45 百万円といった減少要因があったためです。

流動負債は 68 億 89 百万円であり、前事業年度末比 3 億 19 百万円の減少となりました。主な要因は、短期借入金及び 1 年内返済予定の長期借入金の増加 6 億 24 百万円があったものの、買掛金及び未払金の減少 10 億 78 百万円といった要因があったためです。

固定負債は 33 億 38 百万円であり、前事業年度末比 3 億 69 百万円の増加となりました。主な要因は、長期借入金の増加 3 億 86 百万円があったためです。

純資産は 35 億 98 百万円であり、前事業年度末比 1 億 65 百万円の増加となりました。主な要因は、前事業年度の剰余金の配当による減少 78 百万円という減少要因、四半期純利益による増加 2 億 43 百万円という増加要因があったためです。

2. キャッシュ・フローの状況

当第 1 四半期累計期間末(平成 23 年 3 月 31 日)における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、仕入債務の減少によるマイナス要因がありましたが、売上債権の減少や短期借入金及び長期借入金による収入といったプラス要因があったために、24 億 19 百万円(前事業年度末比 17 億 60 百万円増加)となっております。主な要因は、以下の通りとなります。

(営業活動におけるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は 8 億 94 百万円となりました。前年同四半期に比べて 2 億 68 百万円得られた資金が増加しております。これは主に、仕入債務の減少 10 億 28 百万円、法人税等の支払額 1 億 21 百万円等のマイナス要因がありましたが、売上債権の減少 12 億 89 百万円、税引前四半期純利益の計上 3 億 74 百万円のプラス要因がこれをカバーし、全体として増加しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 78 百万円となりました。前年同四半期に比べて 14 百万円使用した資金が増加しております。これは主に、無形固定資産の取得による支出が増加したためです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は 9 億 43 百万円となりました。前年同四半期は 4 億 86 百万円の支出をしました。これは主に、長期借入金の返済 2 億 57 百万円がありましたが、短期借入金の純増額 4 億 67 百万円、長期借入金による資金調達 8 億円によるものです。

(3) 業績予想に関する定性的情報

業績予想につきましては、平成 22 年 12 月期決算発表時(平成 23 年 2 月 4 日)に公表した通期業績予想から変更はありません。

2. その他

(1) 簡便な会計処理及び四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

1. 簡便な会計処理

- ・ 固定資産の減価償却費の算定方法
減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、当事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。
- ・ 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法
繰延税金資産の回収可能性については、前事業年度末以降において業績及び一時差異の発生に著しい変化がないと認められるため、前事業年度において使用した将来業績予測に基づいております。

2. 四半期財務諸表作成に特有の会計処理

- ・ 税金費用の計算
税金費用については、当第 1 四半期累計期間を含む当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

(2) 四半期財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

1. 資産除去債務に関する会計基準等の適用

当第 1 四半期累計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号 平成 20 年 3 月 31 日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準指針第 21 号 平成 20 年 3 月 31 日)を適用しております。この結果、第 1 四半期累計期間の税引前四半期純利益は 8,495 千円減少しております。なお、営業利益及び経常利益に与える影響はありません。また、当会計基準の適用開始による資産除去債務の変動額は 8,920 千円であります。

2. セグメント情報等の開示に関する会計基準等の適用

当第 1 四半期累計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第 17 号 平成 21 年 3 月 27 日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 20 号 平成 20 年 3 月 21 日)を適用しております。

なお、当社は農薬事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

3. 四半期財務諸表
 (1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,419,516	659,096
受取手形	2,140	3,243
売掛金	3,151,834	4,360,691
商品及び製品	3,776,860	3,727,208
仕掛品	18,413	11,498
原材料及び貯蔵品	193,504	493,393
前払費用	331,591	245,707
繰延税金資産	124,710	124,710
未収入金	92,684	171,915
その他	18,141	13,959
流動資産合計	10,129,396	9,811,424
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	948,219	962,506
構築物（純額）	111,173	115,806
機械及び装置（純額）	291,741	314,785
車両運搬具（純額）	8,614	9,180
工具、器具及び備品（純額）	79,926	86,853
土地	891,545	891,545
有形固定資産合計	2,331,220	2,380,678
無形固定資産		
特許権	77,239	82,395
ソフトウェア	247,049	214,696
その他	4,489	35,526
無形固定資産合計	328,778	332,618
投資その他の資産		
投資有価証券	6,952	7,424
関係会社株式	80,000	80,000
長期前払費用	567,701	616,002
繰延税金資産	313,859	313,859
その他	103,771	103,971
貸倒引当金	△34,838	△34,838
投資その他の資産合計	1,037,446	1,086,419
固定資産合計	3,697,445	3,799,716
資産合計	13,826,842	13,611,140

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	769,768	1,063,285
短期借入金	3,283,869	2,816,210
1年内返済予定の長期借入金	1,620,000	1,463,000
未払金	428,346	1,213,103
未払費用	497,393	448,446
未払法人税等	145,389	138,834
賞与引当金	111,728	37,242
預り金	30,958	28,024
その他	2,349	947
流動負債合計	6,889,804	7,209,095
固定負債		
長期借入金	2,577,000	2,191,000
退職給付引当金	698,376	724,249
資産除去債務	8,920	—
その他	54,612	53,828
固定負債合計	3,338,909	2,969,078
負債合計	10,228,713	10,178,173
純資産の部		
株主資本		
資本金	803,839	803,839
資本剰余金	71,030	71,030
利益剰余金	2,723,326	2,557,860
自己株式	△46	△22
株主資本合計	3,598,150	3,432,708
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△21	258
評価・換算差額等合計	△21	258
純資産合計	3,598,128	3,432,966
負債純資産合計	13,826,842	13,611,140

(2) 四半期損益計算書
(第1四半期累計期間)

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	3,075,812	2,945,190
売上原価	1,819,481	1,882,903
売上総利益	1,256,330	1,062,287
販売費及び一般管理費	688,964	663,872
営業利益	567,366	398,414
営業外収益		
受取利息	171	170
受取配当金	495	330
為替差益	5,735	4,444
その他	779	0
営業外収益合計	7,180	4,944
営業外費用		
支払利息	22,154	19,965
営業外費用合計	22,154	19,965
経常利益	552,392	383,394
特別損失		
固定資産除却損	230	238
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	8,495
特別損失合計	230	8,734
税引前四半期純利益	552,161	374,659
法人税等	189,943	131,130
四半期純利益	362,217	243,528

(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	552,161	374,659
減価償却費	98,846	79,871
長期前払費用償却額	45,000	45,000
賞与引当金の増減額 (△は減少)	88,023	74,485
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△22,033	△25,873
受取利息及び受取配当金	△666	△500
支払利息	22,154	19,965
為替差損益 (△は益)	△4,297	△406
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	8,495
固定資産除却損	230	238
売上債権の増減額 (△は増加)	1,225,782	1,289,470
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△353,518	243,322
仕入債務の増減額 (△は減少)	△619,453	△1,028,894
未払費用の増減額 (△は減少)	180,362	52,047
預り金の増減額 (△は減少)	△10,821	△2,344
その他の資産の増減額 (△は増加)	△74,863	△91,114
その他の負債の増減額 (△は減少)	△9,488	△337
小計	1,117,419	1,038,086
利息及び配当金の受取額	640	474
利息の支払額	△14,327	△21,945
収用補償金の受取額	8,068	—
法人税等の支払額	△485,161	△121,709
営業活動によるキャッシュ・フロー	626,638	894,905
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△53,930	△52,628
無形固定資産の取得による支出	△2,545	△25,460
その他	△7,353	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△63,829	△78,089
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,566,561	467,658
長期借入れによる収入	1,250,000	800,000
長期借入金の返済による支出	△84,500	△257,000
自己株式の取得による支出	—	△24
配当金の支払額	△66,664	△67,438
その他	△18,988	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△486,714	943,196
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,401	406
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	80,496	1,760,420
現金及び現金同等物の期首残高	954,017	659,096

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,034,514	2,419,516

(4) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
該当事項はありません。

(5) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記
該当事項はありません。

4. 重要な後発事象

当第1四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

出光興産株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との資本業務提携について

当社は、平成23年5月10日開催の取締役会において、以下のとおり、出光興産株式会社 (以下「公開買付者」といいます。) による当社普通株式 (以下「当社株式」といいます。) 並びに平成17年8月22日開催の臨時株主総会及び平成17年8月22日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「本新株予約権」といい、その保有者を「本新株予約権者」といいます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に関して、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するものであることから、本公開買付けに対し賛同の意見を表明すること並びに本公開買付けへの応募については株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議するとともに、公開買付者との間において資本業務提携契約 (以下「本資本業務提携契約」といいます。) を本日締結することを決議いたしました。

1. 公開買付者の概要

① 名 称	出光興産株式会社																					
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号																					
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 中野 和久																					
④ 事 業 内 容	石油精製並びに油脂製造、販売 石油化学製品の製造・販売 石油、石炭、地熱、その他鉱物資源の調査、開発並びに採取 医薬品、農業用資材並びに化学薬品製造業 電子機能材料の開発、製造及び販売 各種化学工業用及び環境保全用機械設備・機器の設計、施工、製作及び売買 不動産の売買、賃貸借、管理 コンピューターソフトウェアの開発、販売及びコンサルティング																					
⑤ 資 本 金	1,086億円																					
⑥ 設 立 年 月 日	昭和15年3月30日 (創業明治44年6月20日)																					
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成22年9月30日現在)	<table border="1"> <tr> <td>日章興産株式会社</td> <td>16.95%</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人出光文化福祉財団</td> <td>7.75%</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人出光美術館</td> <td>5.00%</td> </tr> <tr> <td>出光興産社員持株会</td> <td>4.89%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>4.37%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>4.05%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>3.21%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三井住友銀行</td> <td>3.21%</td> </tr> <tr> <td>住友信託銀行株式会社</td> <td>3.21%</td> </tr> <tr> <td>出光昭介</td> <td>2.33%</td> </tr> </table>		日章興産株式会社	16.95%	公益財団法人出光文化福祉財団	7.75%	公益財団法人出光美術館	5.00%	出光興産社員持株会	4.89%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4.37%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4.05%	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.21%	株式会社三井住友銀行	3.21%	住友信託銀行株式会社	3.21%	出光昭介	2.33%
日章興産株式会社	16.95%																					
公益財団法人出光文化福祉財団	7.75%																					
公益財団法人出光美術館	5.00%																					
出光興産社員持株会	4.89%																					
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4.37%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4.05%																					
株式会社三菱東京UFJ銀行	3.21%																					
株式会社三井住友銀行	3.21%																					
住友信託銀行株式会社	3.21%																					
出光昭介	2.33%																					
⑧ 上場会社と公開買付者の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</td> </tr> </table>		資 本 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	人 的 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。												
資 本 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。																					
人 的 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。																					
取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。																					
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。																					

2. 本公開買付けの概要

公開買付者によれば、公開買付者は、平成23年5月10日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部にその株式を上場している当社を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

公開買付者によれば、公開買付者は、みずほキャピタルパートナーズ株式会社が業務受託するMBOファンドであり、当社の筆頭株主であるエム エイチ キャピタルパートナーズ ツー，エル，ピー。（以下「MHCPⅡLP」といいます。）（保有株式数4,181,500株、株式所有割合（注）53.39%）との間で、平成23年5月10日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、MHCPⅡLPが保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意を得ているとのことです。

本公開買付けは、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的とするものであることから、公開買付者は、MHCPⅡLPの保有株式数である4,181,500株（株式所有割合53.39%）を買付予定数の下限として設定しております。したがって、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,181,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部につき買付けが行われません。また、本公開買付けは、当社株式の全ての取得又は上場廃止を企図するものではありませんが、MHCPⅡLP以外の当社の株主の皆様に対しても売却機会を確保するため、買付予定数の上限が設定されておりません。したがって、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,181,500株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです（本公開買付けにより当社株式が上場廃止となる見込み及びその事由については、後記「5. 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。）。

（注）株式所有割合は、当社が平成23年5月10日に提出した第44期第1四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の当社の発行済株式総数7,806,300株に、同日現在の当社の未行使の新株予約権25,060個の行使により発行又は移転される可能性のある当社の株式の最大数（25,060株）を加算し、同日現在の当社の保有する自己株式75株を引いた7,831,285株を分母にして計算しております（なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）。以下同じです。

（1）公開買付期間

（ア）届出当初の買付け等の期間

平成23年5月11日（水曜日）から平成23年6月8日（水曜日）まで（21営業日）

（イ）当社による公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

（2）買付け等の価格

普通株式1株につき金960円、新株予約権1個につき金1円

（3）買付け等の価格の算定根拠等

公開買付者は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼しました。野村証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村証券から平成23年5月9日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。なお、公開買付者は、野村証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

野村証券が上記各手法に基づき算定した当社株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法： 431円～540円

類似会社比較法： 435円～1,082円

DCF法： 604円～1,380円

市場株価平均法では、平成23年5月6日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近5営業日の終値平均値及び基準日終値（それぞれ、540円、504円、443円、433円、431円。各終値平均値については小数点以下四捨五入。）を基に、当社株式の1株当たりの価値は、431円～540円と分析しております。類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、当社株式1株当たりの価値は、435円～1,082円までと分析しております。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、当社へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより当社株式の1株当たりの価値は、604円～1,380円と分析しております。公開買付者は、上記の算定結果に加え、当社に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、当社による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けの見通し等を勘案し、かつ、当社との協議の結果、及び本応募契約の相手方であるMHCP II LPとの協議・交渉の結果を踏まえ、公開買付者が当社株主に対して当社株式の市場価値に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、当社株式の買付価格を1株当たり960円と決定いたしました。本公開買付けにおける当社株式の買付価格960円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成23年5月9日の東京証券取引所における当社株式の終値430円に対して123.26% (小数点以下第三位四捨五入)、平成23年5月9日までの過去1ヵ月間の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値440円 (小数点以下四捨五入) に対して118.18% (小数点以下第三位四捨五入)、平成23年5月9日までの過去3ヵ月間の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値499円 (小数点以下四捨五入) に対して92.38% (小数点以下第三位四捨五入)、平成23年5月9日までの過去6ヵ月間の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値539円 (小数点以下四捨五入) に対して78.11% (小数点以下第三位四捨五入) のプレミアムを加えた金額となります。

なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、公開買付者によれば、本新株予約権は、ストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者は、権利行使時に、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることが要求されていることに照らすと、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使することができないと解されることから、本新株予約権の買付価格は1個につき1円と設定したとのことです。

3. 当社取締役会が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(1) 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、昭和43年10月に昭和電工株式会社とダイヤモンド・シャムロック社(アメリカ合衆国)の合弁会社として設立された昭和ダイヤモンド化学株式会社を前身とし、昭和58年6月に現在の株式会社エス・ディー・エス バイオテックに商号を変更、その後、資本・業務提携の変遷を経て、平成17年3月に当時の親会社であった昭和電工株式会社より、MBOファンドであるMHCP II LPの支援を受けて、マネジメント・バイアウトにより独立し、現在に至っております。

その間、当社は、研究開発型の農業原体メーカーとして、防除効果に優れ、安全性が高く環境に配慮した製品の開発を続けてきました。当社の製品は、水稻、果樹、野菜といった幅広い農業分野で使用され続け、現在では特に水稻除草剤並びに野菜・果樹向け汎用殺菌剤の分野に強みを有し、売上高の約3割は東南アジアを中心とした海外となっております。また、耕作地の減少や農業人口の減少・高齢化等を背景として漸減傾向が続き、成熟した国内農業市場、世界人口の増加に伴う食料需要や環境問題対応としてのバイオ燃料向け農作物の需要等を背景に新興国を中心に中長期的な成長が見込まれる世界農業市場を鑑み、当社では、原体・製剤の積極的なラインアップ強化とともに、成長の見込める新たな農業周辺分野への挑戦やアジアを中心とした海外成長市場への展開が重要な経営課題であると認識し取り組んでおります。

一方、公開買付者は、平成22年4月に、平成27年度をターゲットとする“長期ビジョン2015”及び平成22年度ないし平成24年度の実行計画となる“第3次連結中期経営計画”を発表し、①「基盤事業」における競争力強化・海外成長市場への事業拡大、②「資源事業」における生産規模拡大・探鉱開発強化、③「高機能材事業」における環境配慮型商品の開発強化・グローバル展開による事業拡大の3つを基本戦略として、着実に中期経営計画を達成することにより、使命であるエネルギーの確保と有効利用、並びに高機能材事業の展開拡大を通じて、経済と環境の調和ある社会の発展に貢献すべく、取り組んでいるとのことであり、本公開買付けによる当社の連結子会社化は、「高機能材事業」の一つである、アグリバイオ事業の農業分野に関するものであります。当該事業におきましては、公開買付者は、これまで、公開買付者保有の微生物応用技術をコア技術として、各種生物農薬の開発、販売に注力し、環境保全型農業の推進に大きく貢献すべく、事業に取り組んでまいりました。しかしながら、農業生産現場では、除草等に関し、化学合成農薬の使用が不可欠であり、公開買付者のアグリバイオ事業が、そのニーズに十分応え、真に環境保全型の農業現場で役に立つ事業として成長するためには、これまで培ってきた生物農薬のコア技術に加え、これを補完する化学農薬の品揃えをも充実させていくこと、また、アグリバイオ事業の成長・拡大のために、事業のさらなるグローバル展開が必要であると考慮しており、生物農薬分野における世界のトップメーカーを目指して、アライアンスやM&Aにも取り組みながら、さらなるグローバル展開を図りたいとのことです。

(2) 本公開買付けへの賛同の理由

上記のような状況の中で、当社は、平成22年8月頃より、公開買付者との間で、両社の企業価値向上について協議を重ねてまいりました。その結果、当社と公開買付者は、当社を公開買付者の連結子会社として企業結合した上、両社の強みを融合することでシナジーを実現し、特色ある農業事業を国内外に展開していくことが、両社の企業価値向上にとって非常に有益であるとの認識において一致するに至りました。

また当社は、本公開買付け後も上場会社としての当社の自主的な経営のため、上場を維持することを希望しておりますが、公開買付者によれば、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したものではありません。

当社は、このような公開買付者の意向や、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない山田FAS株式会社及び当社における独立したリーガルアドバイザーである伊藤見富法律事務所からの助言を踏まえた上で、公開買付者に対し、本公開買付けの条件の詳細、本公開買付け後の当社の経営方針及び本公開買付けの必要性・相当性等を確認し、また、みずほキャピタルパートナーズ株式会社に対し、当社株式の売却先選定手続の内容等についての説明を求めるなど、慎重な協議及び検討を行った結果、当社と公開買付者が、両社の強みを融合し、特色ある農業事業を展開することにより、国内外で事業を拡大できるとの認識に至り、公開買付者を親会社として、当社の中長期的な企業価値の増大を図ることができるものと判断いたしました。

また当社取締役会は、本公開買付けにおける買付価格の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない山田FAS株式会社に対して当社の株式価値の算定を依頼いたしました。

山田FAS株式会社は、当社取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて、当社株式の株式価値分析を行いました。当社は、山田FAS株式会社から平成23年5月9日に、下記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けるとともに、当社株式の価値の算定結果について報告を受けました。当社は、山田FAS株式会社から買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していません。

上記各方式において算定された当社株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 : 431円~547円

類似会社比較法 : 936円~1,093円

DCF法 : 917円~1,121円

以上の理由から、当社は、当社取締役の6名全員が出席した平成23年5月10日開催の取締役会において、平成23年5月10日付で本資本業務提携契約を締結するとともに、本公開買付けの実施に賛同の意見を表明することを当社取締役全員の一致により決議いたしました。

なお、公開買付者によれば、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したものではありません。当社においても上場を維持することを希望しておりますので、当社取締役会は、上記の山田FAS株式会社より取得した当社の株式価値の算定結果に照らせば、買付価格は妥当と考えられるものの、当社株式についての本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨を併せて当社取締役全員の一致により決議しております。

また、本新株予約権についても、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したものではありません。当社においても上場を維持することを希望していること、本新株予約権がストック・オプションであること、本新株予約権についての買付価格が1個1円とされていることから、当社取締役会は、本新株予約権についての本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を当社取締役全員の一致により決議しております。

4. 本資本業務提携契約の締結及び内容

当社と公開買付者は、公開買付者が当社を連結子会社化した上で、両社の経営資源等を相互に最大限活用しながら農業事業全般における包括的な業務提携を行うことにより、相互の利益拡大及び企業価値向上を図ることを目的として、平成23年5月10日付けで本資本業務提携契約を締結しています。

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

①公開買付けの実施

公開買付者は、当社を公開買付者の連結子会社とするため、本公開買付けを実施する。

②公開買付けへの賛同表明

(i) 当社は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明する。

(ii) 当社は、公開買付け期間の末日までの間、本公開買付けに対する賛同意見を維持し、これを撤回しない。

(iii) 公開買付け期間中、公開買付者以外の者が当社の株券等について公開買付けを開始した場合、当社は、当該公開買付けの条件にかかわらず、公開買付者の書面による同意を得ない限り、当該公開買付けについて、賛同する旨の意見を表明しない。

③誠実交渉・専属交渉

当社及び公開買付者は、本資本業務提携契約の目的の実現に向けて、誠実に協議・対応する義務を負い、本公開買付けによる公開買付者の株式取得の可否が確定するまでの間、本資本業務提携契約の目的の実現を妨げる行為等をしてはならない。

④役員のパ遣等

(i) 当社は、本公開買付けが成立した場合、公開買付けの結果公表日から3週間以内の日を議決権の行使に関する基準日とし、当該基準日から6週間以内の日を開催日とする臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に、公開買付者が指名する取締役候補者2名を取締役に選任する旨の議案及び公開買付者が指名する監査役候補者1名を監査役に選任する旨の議案を付議する。

(ii) 本臨時株主総会后（上記(i)に基づき選任される取締役及び監査役の任期満了後を含む。）の当社の役員構成については、当社と公開買付者との間で協議の上決定する。ただし、公開買付者は、当社の取締役のうち少なくとも2名以上及び当社の監査役のうち少なくとも1名以上について、指名することができるものとし、当社は、公開買付者が取締役候補者又は監査役候補者を指名した場合、当社の株主総会に、当該候補者を取締役又は監査役に選任する旨の議案を付議する。なお、公開買付者による当社株式の譲渡その他の事由により、当社の議決権の総数に対する公開買付者の有する当社株式に係る議決権の数の割合が50%未満となった場合には、上記ただし書の規定は適用しない。

⑤人事制度

公開買付者による当社の連結子会社化後の当社の従業員の雇用継続、雇用条件その他人事制度については、当社の現行制度を基に、当社・公開買付者協議の上決定する。

⑥重要事項の協議

当社は、公開買付者による当社の連結子会社化後、定款の変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転、事業の譲渡又は譲受け、その他一定の重要事項を決定する場合には、事前に、公開買付者と協議する。

⑦本公開買付け後の当社株式の取引制限

(i) 公開買付者は、本資本業務提携契約締結日から3年が経過するまでの間、当社が事前に書面により同意した場合を除き、その所有する当社株式の全部又は一部を、売却し、譲渡し、質入し、又はその他の方法で処分し、又はかかる合意をしてはならない。

(ii) 公開買付者は、本資本業務提携契約締結日後、新たに当社の株式を取得する場合（本公開買付けにより取得する場合を除く。）には、あらかじめ当社に通知するものとする。

(iii) 公開買付者は、上記(i)に規定する期間の後、自らが所有する当社の株式を譲渡する場合には、あらかじめ当社に通知するものとする。

⑧業務提携

当社及び公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、相互の利益拡大及び企業価値向上を目的として、以下の業務提携を行う。

- (i) 天然系農薬等大型新規剤の共同開発
- (ii) 出光アグリ株式会社向けの商品開発及び販売
- (iii) アジアを中心とした世界市場への共同展開
- (iv) 当社の大型剤買収案件の公開買付者による支援
- (v) 公開買付者の欧米を中心とした世界市場における生物農薬事業拡大に向けた当社による支援

⑨上場維持

当社及び公開買付者は、本資本業務提携契約締結日時点において、当社株式についての上場廃止を企図しておらず、本公開買付けの結果、当社株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社・公開買付者間で、上場廃止基準への対応について誠実に協議するものとする。なお、当社及び公開買付者は、当社の少数株主の利益を踏まえ、双方協議・合意の上、公開買付者による当社の完全子会社化等（公開買付者及び特定の当社株主のみが当社の発行済株式の全てを保有することとなるような手続を含む。）の諸策を講じることができるものとし、この場合、当社株式が上場廃止になる可能性があることを了承する。

⑩契約の終了

- (i) 当社及び公開買付者は、本公開買付けが開始されるまでの間、相手方に契約違反又は表明保証違反があった場合等には、本資本業務提携契約を解除することができる。
- (ii) 当社及び公開買付者は、本公開買付けの成立後、相手方に重大な契約違反又は表明保証違反があり、相手方に対する催告後30日以内にそれが解消されない場合等には、本資本業務提携契約を解除することができる。
- (iii) 当社は、上記②(ii)、②(iii)又は③の義務を履行することが、当社の企業価値向上の観点に照らして明らかに不合理であり、当社の取締役の善管注意義務違反になると合理的に判断される事由が発生した場合、本資本業務提携契約を解除することができる。ただし、この場合、当社は、解除に先立ち、公開買付者に当該事由の内容を通知し、公開買付者が対応について検討・協議する十分な期間を確保しなければならないものとし、かつ、公開買付者との間で、解除の回避に向け、誠実に協議するものとする。
- (iv) 公開買付者が本公開買付けの撤回等を行った場合、本公開買付けが不成立となった場合、又は本公開買付けの成立後、当社株式が上場廃止となった場合には、本資本業務提携契約は当然に終了する。

5. 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、当社は本公開買付け後も当社株式について上場を維持することを希望しており、また、公開買付者は、当社株式全ての取得又は上場廃止を企図するものではないとのことです。もっとも、本公開買付けにおいては、MHCPⅡLP以外の当社の株主の皆様に対しても売却の機会を確保する目的から、買付予定数の上限が設けられていないため、本公開買付けにおける応募株券等が多数であった場合、東京証券取引所が定める上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)のうち、①株主数が事業年度の末日において400人未満となった場合において、1年以内に400人以上とならないとき、②流通株式(上場株式のうち、役員(取締役、会計参与、監査役、執行役)の所有株式、発行済株式数の10%以上を所有する株主の所有株式(明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。))及び自己株式等を除いたもの)の時価総額が、事業年度の末日において5億円未満(平成23年12月末までの間は3億円未満)である場合において、1年以内に5億円以上(平成23年12月末までの間は3億円以上)とならないとき等の上場廃止基準に該当し、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。当社株式が上場廃止となった場合には、当社株式は東京証券取引所市場第二部において取引することができなくなります。

本公開買付けの結果、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、公開買付者は当社との間で、上場廃止の回避に向けた対応も含め、誠実に協議いたしますが、当社の少数株主の利益を踏まえ、当社の完全子会社化等(公開買付者及び特定の当社株主のみが当社の発行済株式の全てを保有することとなるような手続を含みます。)の諸策を検討する可能性があります。当社及び公開買付者が、双方協議・合意の上、当該諸策を講じる場合、当社株式は上場廃止となる可能性があります。また、その場合には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)等の法令における所定の手続に従い、当社の当該時点における他の株主に対して、当社株式と引き換えに、その対価として公開買付者の株式、金銭その他財産を適切な条件で交付することとなります。詳細については決定次第開示いたします。公開買付者が当該諸策を講じるにあたって、会社法第784条第1項に定める略式組織再編の制度を活用する場合には、当社における株主総会を要せずに、当該諸策が実行されることとなります。

なお、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したものではないことから、当社は本公開買付けの開始に先立ち、安定株主として当社株式を保有している取引先等12社(総持株数2,131,400株、総株式所有割合27.22%)に対し、本公開買付けに応募せず、本公開買付け後も継続して当社株式を保有するよう要請しています。